

石川県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画の実施状況

及び女性の職業選択に資する情報の公表

石川県後期高齢者医療広域連合では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 1 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条第 1 項に基づき、「石川県後期高齢者医療広域連合における次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」を策定し、実施しています。

今般、次世代育成推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、取組の実施状況を取りまとめましたので、公表します。

併せて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、当広域連合における女性活躍状況についても公表します。

令和 8 年 7 月 3 1 日

石川県後期高齢者医療広域連合長 栗 貴章

1 次世代育成対策推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく取り組みの実施状況の公表

（１）男女の差異によらない人事配置

広域連合の職員は県内市町からの派遣職員によって構成される組織であることから、職員の男女別は派遣元の判断で派遣するものであり、当広域連合として選択できるものではなく、管理的地位への任命を含めた人事配置に性差は影響していません。

（２）男性職員の配偶者出産及び育児参加に関する休暇取得の促進

令和 5 年度	配偶者出産休暇：取得率 100%（対象者 1 人、取得者 1 人） 男性の育児参加休暇：取得率 100%（対象者 2 名、取得者 2 名）
令和 6 年度	該当者なし
令和 7 年度	該当者なし
令和 8 年度	

（３）年次有給休暇の積極的な取得

○年間 10 日以上的年次有給休暇を取得した職員の割合

目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
90%以上	81.8%	76.1%	78.2%	
達成人数	22 人中 18 人	21 人中 16 人	23 人中 18 人	

（４）出産・育児への配慮

育児休業及び出産、育児等に係る特別休暇について周知し、取得しやすい環境の整備に努めました。

（５）各種ハラスメント対策

セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、育児又は介護等の各種ハラスメントに関する相談体制を整備し、職員に周知しました。

ハラスメント発生の報告はありませんでした。

２ 女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

（１）女性の職業選択に資する情報

○職員に占める女性職員の割合（令和 7 年度）

職種	男性	女性	合計	女性割合
常勤職員	17 人	5 人	22 人	22.7%
会計年度任用職員	0 人	1 人	1 人	100%
全職員	17 人	6 人	23 人	26.0%

○管理職に占める女性職員の割合（令和 7 年度）

20% （管理職 5 名中 1 名）

○各役職に占める女性職員の割合

職名	令和 7 年度
事務局長	0.0%
事務局次長	0.0%
会計管理者	0.0%
課長	33.3%
課長補佐	20.0%
主査	25.0%
主事	28.6%
会計年度任用職員	100.0%

※広域連合職員は県内市町からの派遣職員によって構成される組織であるため、職員の男女別は派遣元の判断で派遣するものであり、当広域連合として選択できるものではありません。

※職員の給与の男女差異については、上記の性質により、毎年約半数の職員が入れ替わること、給与の支払が派遣元であることから、公表の対象外となります。また、広域連合で任用している任期付職員は男女各 1 名、会計年度任用職員女性 1 名であり、給与の差異を公表することで特定の職員の給与が推測しうるため、同じく公表の対象外とします。

(2) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

○男女別の育児休業取得率

ア 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	— %
女性	— %

イ 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	— %
女性	— %

○男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	— %	— %	— %	— %
1 週間以上 2 週間未満	— %	— %	— %	— %
2 週間以上 1 月以下	— %	— %	— %	— %
1 月超 3 月以下	— %	— %	— %	— %
3 月超 6 月以下	— %	— %	— %	— %
6 月超 9 月以下	— %	— %	— %	— %
9 月超 12 月以下	— %	— %	— %	— %
12 月超 24 月以下	— %	— %	— %	— %
24 月超	— %	— %	— %	— %

※該当者なし

(3) 職員の勤務時間の状況

○管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	13.6 時間／月
内部部局等以外	— 時間／月

※本庁以外の出先機関がないため、「内部部局等以外」は該当なし。

(4) 年次有給休暇の取得状況

○年次有給休暇の平均取得日数

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
15 日	13.8 日	14.9 日	

※会計年度任用職員を含む

○取得日数が 5 日未満の職員の割合（令和 7 年度）

4.3% （職員 23 名中 1 名）

※会計年度任用職員を含む